国家標準の特許に係る処置規則 (意見募集稿)

2010年1月28日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。



中華人民共和国国家標準

GB/T XXXXX—XXXX

国家標準の特許に係る処置規則

Disposal Rules for the Inclusion of Patents in National Standards

(意見募集稿)

(本稿の完成日:2010年1月21日)

XXXX - XX - XX 公布

XXXX-XX-XX 実施

中华人民共和国国家质量监督检验检疫总局 中国国家标准化管理委员会

目次

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
序		
1	範	囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	規律	節となる引用文書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	術語	語と定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	特語	午の処置要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.1	特許情報の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.2	関連情報の公布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.3	特許許諾 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.4	会議要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.5	文書要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	4.6	国際標準または国外標準を基礎として我が国の標準を制定する場合・・・・・・・・2
		杵の処置手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
;	5.1	事前研究段階 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
;	5.2	立案段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
;	5.3	起草段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	5.4	意見募集段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
;	5.5	審査段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
;	5.6	批准段階 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
;	5.7	出版段階 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
;	5.8	再審査段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
;	5.9	廃止段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
付	録	A (規範性付録) 標準において専利の公表、公布及び許諾に使用される記入用紙の書
式	•	
表	A.1	特許情報公表書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
表	A.2	! 特許目録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表	A.3	。 特許許諾声明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

前書き

本標準はGB/T 1.1-2009 に示された規則に基づいて起草された。 本標準は中国標準化研究院が提出及び管理を行う。 本標準の起草単位は 本標準の主要起草者は

序

技術の発展と刷新により、国家標準が特許に係るという現象が徐々に増えてきている。現在のところ 各専業標準化技術委員会が国家標準の制定・改訂を行う際の特許に対する処置方法が不明確であり、特 許を標準中に組み込む処置が規範的でないという事態を招いている。規範を統一し特許に係る国家標準 の制定・改訂規則を制定することを目的として、特に本標準を制定する。

本標準の制定と実施は国家標準における新技術の採用の促進、一般公衆と特許権者の利益の保護及び我が国の標準制定作業の管理及び協調の強化にとって、積極的な役割を果たすものである。

国家標準の特許に係る処置規則

1 範囲

本標準は国家標準の制定・改訂過程における特許問題の処置についての要件及び手続を規定する。 本標準は国家標準の制定・改訂作業に適用し、業界標準や地方標準の制定・改訂の際に参照・使用することが出来る

本標準にいう特許は国務院特許行政部門が受理した特許出願及びすでに授権されかつ有効な状態にある特許を含む。

2 規範となる引用文書

下記の文書は本文書の運用にとって必要不可欠である。日付を有する引用文書全てについては、日付を有する版本を本文書に適用する。日付のない引用文書全てについては、その最新の版本(全ての修正目録を含む)を本文書に適用する。

GB/T 1.1-2009 標準化業務ガイドライン 第1部分:標準の構造と編纂

3 術語と定義

下記の術語と定義を本標準に適用する。

3.1

必須特許

標準を実施する際、その他の商業上実行可能かつ権利を侵害しない実施方式を採用することにより当該特許のあるクレームが侵害されることを回避することが不可能な特許。

3.2

合理的かつ無差別な許諾

許諾側が互恵の権利及び防御的終了権を有する前提において、標準の全ての実施者に対して合理的かつ無差別な条件の下、使用許諾料を支払うことで当該標準中に組み込む必須特許を実施することを許可する許諾方式。

3.3

合理的かつ無差別な無償許諾

許諾側が互恵の権利及び防御的終了権を有する前提において、標準の全ての実施者に対して合理的かつ無差別な条件の下、許諾使用料を支払う必要なく当該標準中に組み込む必須特許を実施することを許可する許諾方式。

3.4

関係者

直接または間接的にその他の法的実体を支配する、またはその他の法的実体から支配を受ける、あるいはその他の法的実体と共にさらに別の法的実体による支配を受ける法的実体。

3.5

郊配

一つの法的実体が別の法的実体中において直接または間接的に 50%を超える選挙権が付された株式を保有していること、または選挙権が付された株式を保有していない場合において、策定権を有していること。

3.6

技術的貢献

標準制定の過程において、書面または電子媒体の方式を通じて標準制定作業グループに対して正式に提出された技術材料また技術提案。

4 特許の処置要件

4.1 特許情報の公表

- **4.1.1** 専業標準化技術委員会または管理組織は、標準の制定・改訂への参加の是非を問わず、全ての組織または個人が標準の制定・改訂過程において、可能な限り速やかに標準に関わる既知の特許、または関わる可能性のある特許を公表することを奨励しなければならない。
- 4.1.2 特許情報を公表する際、特許情報公表書(付録 A の表 A.1 を参照)を記入し、かつ特許情報公表書を関連する証明材料と合わせて所属する専業標準化技術委員会または管理組織に提出しなければならない。既に授権された特許の証明材料は特許証明書の複写または扉頁とし、既に公開されているがまだ授権されていない特許出願の証明材料は特許出願公告とし、未公開の特許出願の証明材料は特許出願番号及び出願日とする。

4.2 関連情報の公布

- **4.2.1** 国家標準化行政主管部門、専業標準化技術委員会または管理組織は国家標準化行政主管部門ウェブサイト、専業標準化技術委員会ウェブサイトまたは国家級の定期刊行物を通じて標準中の特許に係る情報を公布しなければならない。
- **4.2.2** 公布される関連情報は少なくとも特許に係った標準の草案、既に認識された特許の特許目録(付録 A表 A.2 を参照)及び専業標準化技術委員会または管理組織の連絡方法を含まなければならない。

4.3 特許許諾

- 4.3.1 特許許諾を行う際、許諾側は特許許諾声明書(付録 A の表 A.3 を参照)の記入を行わなければならない。
- 4.3.2 許諾側は特許許諾声明書の記入を行う際、下記の3種類の方式から選択しなければならない。
 - a) 合理的かつ無差別な無償許諾
 - b) 合理的かつ無差別な許諾
 - c) 上記2種類の方式に従って許諾を行うことに同意しない
- **4.3.3** 選択した許諾方式は一旦提出すると取り消しが不可能となる。同標準が廃止される、または標準の関連部分が改訂されることにより許諾された特許が同標準の必須特許でなくなった場合、又は、後から提出された許諾声明が標準実施者にとってより許容範囲が広く、より優遇的である場合においてのみ、先に提出された許諾声明に取って代わることが可能となる。
- **4.3.4** 特許権の譲渡が行われる場合、当該許諾側がすでにある標準に対して行った許諾は特許権の被譲渡人に対しても変わらずに有効である。

4.4 会議要件

標準の制定・改訂過程における毎回の会議期間において、会議司会者は標準草案が新しい特許に係るか否か、受け取った特許情報公表書中に必ず許諾声明を得なければならない必須特許が存在するか否かを諮問し、かつ結果を会議議事録中に記録しなければならない。

4.5 文書要件

作業グループ討論稿、意見募集稿、審査請求稿の表紙には収集した特許情報を提示しなければならない。標準の制定・改訂過程のいかなる段階においても、一旦標準の技術内容が特許に係ることを識別しかつ相応の処置(第5章を参照)を行った場合は、関連段階及びその後のすべての段階の標準草案から正式に出版する国家標準の序文中にいたるまでに相応の説明を提示しなければならない。もし標準の制定・改訂過程において標準の技術内容が特許に係ることが識別されなかった場合、標準の批准請求稿及び正式に出版する国家標準の前書き中に相応の説明を提示しなければならない。表紙、序、前書き及び特許に係る内容は GB/T 1.1-2009 付録 C 中に提示された表記と符合しなければならない。

4.6 国際標準または国外標準を基礎として我が国の標準を制定する場合

国際標準または国外標準を基礎として我が国の標準を制定する場合、同様に第5章に提示された要件に基づいて標準中で係る特許問題を処置しなければならない。

5 特許の処置手続

5.1 事前研究段階

標準提案者は標準提案に係る特許情報を可能な限り広範に収集しなければならない

5.2 立案段階

- **5.2.1** 標準提案者は **4.1.2** の要件に基づいて提案者及びその関係者が保有する特許を公表しなければならない。
- **5.2.2** 専業標準化技術委員会または管理組織は国家標準化行政主管部門に国家標準項目意見書を申告する際、同時に特許情報公表書、特許目録及びすでに取得している特許許諾声明書を送達しなければならない。
- **5.2.3** 国家標準化行政主管部門が標準項目を公示する際、同時に特許に係る国家標準項目意見書及び特許目録を公布しなければならない。

5.3 起草段階

- **5.3.1** 標準制定作業グループの全ての構成員は **4.1.2** の要件に基づいて本人、構成員の所在組織及びその関係者が保有する特許を公表しなければならない。
- **5.3.2** 標準制定作業グループに属さないが、制定・改訂中の標準に対して技術的貢献を提供した全ての組織又は個人は **4.1.2** の要件に基づいて当該組織または個人の保有する技術的貢献に係る特許を公表しなければならない。
- **5.3.3** 専業標準化技術委員会または管理組織は書面による許諾声明を取得するために、必須特許の特許権者と連絡を取らなければならない。
- **5.3.4** 専業標準化技術委員会または管理組織は受け取った特許情報公表書、証明材料及び特許許諾声明書を速やかに標準制定作業グループに通知しなければならない。
- **5.3.5** 専業標準化技術委員会または管理組織は規定の期限内に必須特許の特許権者が署名した特許許諾 声明書を受け取らなかった場合、または必須特許の特許権者が 4.3.2c)の許諾方式を選択した場合、標準 は同項目の特許技術に基づく条項を含んではならない。具体的な期限は専業標準化技術委員会または管理組織が自ら規定する。

5.4 意見募集段階

- **5.4.1** 特許に係る国家標準についての意見を募集する際は、**4.2** の要件に基づいて標準に関する情報を公布し、かつ **4.1.2** の要件に基づいて一般公衆が知るところの特許を公表することを奨励する旨を明記しなければならない。
- **5.4.2** 専業標準化技術委員会の委員は意見募集の締め切り時間前に、4.1.2 の要件に基づいて本人、委員の所在組織及びその関係者が保有する標準意見募集稿の内容に関わる特許を公表しなくてはならない。
- **5.4.3** 意見募集過程において新たに受け取った特許情報公表書、証明材料及び特許許諾声明書は **5.3.3** から **5.3.5** の要件に基づいて処置しなければならない。
- **5.4.4** 標準制定作業グループの提出する標準草案の審査請求材料中には特許情報公表書、証明材料、特許目録及び必須特許の特許許諾声明書が含まれていなければならない。

5.5 審查段階

専業標準化技術委員会は特許に係る標準に対して審査を行う際、会議審査の方式を採用し、かつ係る特許の状況について審査意見を提示しなければならない。

5.6 批准段階

- **5.6.1** 国家標準化行政主管部門は特許情報公表書、証明材料、特許目録及び特許許諾声明書の完備性、及び処置手続の適合性について審査を行わなければならない。批准請求の要件を満たしていないものについては、専業標準化技術委員会または管理組織に差し戻し、期限内に問題を解決した後、再度批准請求を行わなければならない。
- **5.6.2** 国家標準化行政主管部門は **4.2** の要件に基づいて標準中の特許に係る情報を公布しなければならない。
- **5.6.3** 標準の批准前において、専業標準化技術委員会または管理組織が新たに必須特許を発見した場合、標準批准請求稿の批准手続終了の申立てを行い、新たに係る特許に対する処置を行い、その後で再度批准請求を行わなければならない。

5.7 出版段階

標準文書は4.5の要件に基づいて出版する。

5.8 再審查段階

- 5.8.1 特許に係る国家標準の再審査周期は3年を超えてはならない。
- **5.8.2** 再審査を行う際、専業標準化技術委員会または管理組織は特に標準中の係る特許に対して再審査を行わなければならない。
- 5.8.3 再審査過程における特許処置の結果は再審査報告中に記録しなければならない。

5.9 廃止段階

標準は一旦廃止されると、当該標準に関わる特許許諾声明も失効する。

付録 A (規範性付録)

標準制定・改訂過程における係る特許の処置に使用される記入用紙の書式

表 A.1 から A.3 までに標準において係る特許について公表、公布、許諾を行う際に使用される記入用紙の書式を提示した。表 A.1 は特許情報の公表、表 A.2 は特許情報の公布を行う際に使用される特許目録であり、表 A.3 は特許の許諾に使用される。

下記の記入用紙は実際の要求にしたがって行数を増加することができる。

表 A.1 特許情報公表書

標準情報									
□国家	標準計画	通し番号			国家標準				
/□国家標準番号						項目名称			
特許公表者情報									
□個人		氏名				勤務先			
□組織		組織名称						連絡担当者	
連絡	先住所								
郵便	番号			電話				電子メール	
標準中において係る特許情報									
番号	特許出	出願番号	特部	午の名称	特許権者		特	許に係る標準	特許の主要な技術内
	/特	許番号					の	条項(章、条通	容の紹介及び標準の
								し番号)	内容との相関性の説
									明別途頁を追加する
									ことが可能)
特許公表者(署名/捺印)									
									年 月 日
記入説	記入説明:特許情報の公表者は個人でも組織でもかまわない。本用紙中にて選択して記入すること。								

表 A.2 特許目録

標準情報									
□国家標	準計画通し番号		国家標準						
/□国	家標準番号		項目名	称					
標	準の制定段階		□立案	□意見募集 [□審査 □	批准			
標準において係る必須特許									
番号	特許出願番号	特許の名称	特許権者	特許に係る	許諾取得日				
	/特許番号			標準の条項	の状況				
				(章、条通し					
				番号)					
標準制定作業グループ組長(署名)									
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
年月日									
技術委員会または管理組織(捺印)									
						年	月	日	

表 A.3 特許許諾声明書

			標準	情報					
□国家標	準計画通し番号			国家標準項目名称					
/□国	家標準番号								
特許権者情報									
特許権者の氏名または(組織)									
名称									
ì	車絡担当者氏名			電話					
	郵便番号			電子メール					
	連絡先住所								
		必	須特許	許諾声明					
本特許	権者の下表中の特許が当	該国家標準	の必須	特許となる可能性があるか	、 またはすでになってい				
る場合、本特許権者は下記のとおりに許諾声明を行う。(a、bまたはcを下表中の「許諾方式」の空欄									
中に記入	する)								
a.合	a.合理的かつ無差別な無償許諾								
b.合	b.合理的かつ無差別な許諾								
c .上i	c.上記の2方式に基づいて許諾を行うことに同意しない								
番号	特許番号/特許出願番号			特許の名称	許諾方式				
特許権者(署名/捺印)									
					年 月 日				